PIWU 中国
郵政産業労働者ユニオン中国

第78号
2020年6月19日発行

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
Tel&Fax⇒082－244－7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp
http://www.piwu-chugoku.net/

郵政労契法20条集団訴訟・第1回公判
会社を正す裁判始まる

【広島地方裁判所】

6月19日(金)、先日の豪雨が幻かのような降雨のない曇り空の下、広島地方裁判所304号法廷で中国地方集団訴訟第1回公判が行われました。

広島地裁で最も広い大法廷での公判でしたが、新型コロナの影響で法廷内への入場は制限されており、傍聴席へは21名（被告側及び記者含む）のみで駆け付けた多くの組合員・支援者は近くの弁護士会館での待機を余儀なくされました。

柵の中へ入れた原告も4名のみでしたが、予定通り10時10分から開廷となりました。裁判長から本日の流れの確認があり、早速原告代表からの意見陳述が行われました。

まず、原告の採用から現在に至るまで。正社員との比較で休暇の少なさ、賃金格差、手当の格差等、実例を交えて指摘。現在に至るまで郵便配達を続ける理由。如何に正社員と同様の仕事をしていることを内に秘めた怒りと緊張を抑えながら裁判官に訴えていました。中でも、会社の郵政ユニオンに対する差別を鋭く指摘し、差別的な扱いを受けるリスクが有りながら提訴に踏み切った理由を語り、原告団のみならず傍聴していた私たちも胸が熱くなりました。

その後次回公判の日程を調整し、9月11日(金)11時からに決定しました。今回法廷に入りきれなかった支持者が多数いたことから、次回も大きい法廷を使ってほしい旨を藤井弁護士から提案されました。法廷が決まり次第皆さんにお伝えします。

公判後、弁護士会館で報告集会を行いました。藤井弁護士、西岡弁護士から裁判の報告・感想を述べていただき、広島県労連神部議長、スクラムユニオン・ひろしま土屋委員長より激励の挨拶を頂戴しました。

今回勤務の関係で参加できなかった原告、他の裁判で報告集会には参加できなかった宮城弁護士、新型コロナの影響で自粛していた支援者等々、参加者のみならず参加できなかった方々のお力添え無くして成し遂げられません。今後とも末永く支援の方よろしくお願いします。

【集団訴訟報告集会】